SITES と日本における環境認証制度の比較
－生物多様性とハビタット空間に着目して－

田中　章　研究室
1561025　沖田　星矢

１．研究背景・目的

1992 年にブラジル・リオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）をひとつの重要な契機として、生物多様性の保全は地球温暖化対策とともに、持続可能な社会を構築するための重要な課題であることが国際社会の共通認識となった。これまで我が国では、生物多様性の保全に関しては行政機関や環境 NGO が主体となって取り組まれることが多かった。しかし、生物多様性の保全と再生という困難な課題を解決するためには、行政機関のみならず、企業等の民間部門の参加が必須である（日本生態系協会，2014）。

しかし近年、米国の USGBC が開発・運営を行っている環境性能評価 LEED の普及が世界で急速に進んでいる。それに加え、同団体が運用を行う The Sustainable SITES Initiative（以下 SITES と表記）も注目を集めている。これは、建物の有無に関わらず、開発サイト（敷地）を評価する Rating system（評価システム）で、これまではともすると過小評価されがちであった土壌、植物、水、ハードスケープの総体としてのランドスケープのもたらす便益を捉え直し、正しく価値化（マネタイズ）しようとする仕組みである（GBJ，2018）。

それらの背景を踏まえて本研究では、生物多様性保全のための新たな見方として、様々な環境認証制度の中でも、生物のハビタットとして重要な空間の保全・復元を開発背景、評価項目として有する米国の SITES の特徴を明らかにし、日本の様々な環境認証制度と比較を行うことで、我が国における課題を抽出することを目的とする。

２．研究方法

本研究では、米国の SITES について明らかにし、その特徴と日本における SEGES、ABINC、JHEP 等の環境認証制度の評価対象、申請プロセス、評価項目、制度の普及率などを比較する。現在日本ではほとんど認証事例がなく、SITES に関する論文も掲示されていない中、SITES とはなにかを明らかにするため GBCI が発行する『SITES v2 Reference Guide, Rating System and Scorecard』と SITESAP の取得者を含む専門家へのインタビュー結果を基に SITES の特徴について調査を行う。それらと日本の環境認証制度の特徴、特に生物多様性保全に関する項目を比較することで、日本の環境認証制度における生物多様性保全のための課題を抽出する。

３．研究結果

３－１．　SITES の実態

LEED の普及に伴い、持続可能な開発を行うためには建築物のみならずサステイナブルを意識した敷地の設計も重要であるという考えが広まり、2009 年に米国造園家協会、レディバードジョンソン野生植物センター、米国植物園の共同開発により、SITES Version1（SITES v1）が誕生した。その後、2015 年に SITES v2 が開発され、従来米国国内のみで適用されていた SITES 認証の取得が米国外でも可能になった。

SITES は新規プロジェクトや大規模な改修を含む既存のサイトなど過去 2 年以内に建設され、かつ 2000 平方フィート以上のプロジェクトサイトに適用することが出来る。LEED 認証と同じく、必須項目（Prerequisite）と加点項目（Credit）にお

ける得点の合計点によって、認定レベルが4段階で決定する。評価項目は設計・計画段階から施工方法、竣工後の管理までとプロジェクトの全工程が9項目と1項目で設定されている。プロジェクトの計画段階から当該敷地の特性を活かし、復元を行い、サステイナブルな敷地利用を考え、より多くのステイクホルダーと協働することで、SITESでは高い評価を受けることが出来る。

３－２．評価対象の比較

環境認証制度を比較するにあたって、それぞれの制度の比較対象を確認する必要がある。論文中では、各制度の開発背景等を基にそれぞれの評価対象をまとめている。

３－３．評価方法の比較

世界の様々な環境認証制度では、評価方法も異なる。SITESと日本の評価制度の最も大きな相違点の一つは評価を行う時期である。CASBEE、ABINC、JHEP は既存のものを評価するが、先述した通りSITESはプロジェクトの設計・計画段階から評価が始まる。そのため、設計・計画から工事、竣工後の利用方法まですべての側面でサステイナブルな開発を計画する必要がある。それに加え、SITESでは計画段階から様々な利害関係者と協働し、複数の環境アセスメントを受けることが求められる。一方、日本における環境認証システムは既存のプロジェクトを評価することが多く、竣工後の建築物や既に完成した敷地を将来的に持続可能にする方法を思考することが求められる。SEGESに関しては、「つくる緑」は設計・計画段階、「育てる緑」がそれ以降と、プロジェクトのステージによって、評価が分断されている。

もう一つの違いは、SITESは認証制度であるにもかかわらず、敷地の特性によっては開発の回避が求められることである。例えば、必須項目の「P1.1 Limit development on farmland（農地の開発を制限）」では、米国の農務省や連邦で特定されたPrime Farm（一等農地）の開発を規制している。また、ブラウンフィールドを開発サイトとして選択すると最大で6ポイントの加点が受けられる。これは米国と日本の環境アセスメント制度における違いも大きな原因といえる。

３－４．認証制度と環境アセスメントとの関り

SITESでは貴重生物のハビタットを保全するためにhabitat assessment（生息地評価）を行うことが義務付けられており、報告書には専門家の意見とサインを記載する必要がある。一方、日本の環境認証制度では、認証を取得するためにそれを受ける義務がないということが現状である。しかし、この現状が続いても認証取得が企業の利益目的で留まってしまう。これからは、国や自治体のみならずディベロッパー等、プロジェクトに関与するすべてのステイクホルダーが生物多様性の保全を行い、サステイナブルな開発を行うことが求められる。論文中では、SITESと貴重生物のハビタット保全のための影響評価との関りについて筆者の見解を述べる。

４．まとめ・考察

日本と米国での環境認証制度の比較を生物多様性保全とハビタット空間という観点から行うことで、主に評価開始時期の違い、回避という概念の有無、環境アセスメントとの関りの有無等の相違がみられた。論文中では、それらも明らかにし、紹介をしつつ、今後の生物多様性保全に対して、効率的かつ効果的な環境認証制度の普及に向けた知見を提供している。

５．引用文献

海老原学、森田紘圭、村山顕人（2018）日本の生物多様性を保全するための都市開発における緑化認証制度の比較に関する研究,ランドスケープ研究, Vol81,No5,p709-714.

日本生態系協会（2019）ハビタット評価認証制度 考え方と基準（JHEP 認証シリーズ ガイドライン） ver.3.0. http://www.ecosys.or.jp/activity/JHEP/dl/JHEP_guide3_0.pdf,2019.1.5.

一般社団法人グリーンビルディングジャパン（2018）GBJ BOOKLET 2018. p7.

USGBC（2019）LEED is green building . https://new.usgbc.org/leed,2019.1.5.

USGBC（2015）SITES Reference Guide, Rating System and Scorecard. 321pp.